

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	中・近世の小方村（大竹市）と亀居城の配置について
Author(s)	石田, 雅春
Citation	史学研究 , 305 : 72 - 82
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055669
Right	
Relation	



中・近世の小方村（大竹市）と亀居城の配置について

石 田 雅 春

はじめに

大竹市小方地区にあった亀居城は、福島正則が周防との国境の守りを固めるために築いた城である。五年の歳月をかけて慶長一三（一六〇八）年に完成したものの、幕府の意向を受けて三年後の慶長一六年に取り壊したため、詳しい城郭の構造は、長い間、不明なままであった。

こうしたなか、昭和五三（一九七八）年から五四年にかけて行われた大竹市教育委員会による発掘調査は、亀居城の全容を初めて明らかにした。^①その後、『日本城郭大系』などの研究書をはじめとして、様々な場面で同発掘調査書に基づいて亀居城の解説が行われている。^②

しかし、同発掘調査報告書に掲載された復元図を見てゆくと、江戸時代後期に作成された地誌類の記述と次の三点で異

なっていることが分かる。（図1として、発掘調査報告書の第2図「亀居城周辺地形図」、図2として第4図「亀居城全体図」を掲載する。）

一つ目は山陽道（往還道、西国街道）のルートである。図1を見ると、山陽道は城の東側（海岸沿い）を通っている。ところが「佐伯郡甘ヶ村郷邑記」（文化三（一八〇六）年作成）によると、山陽道のルートは、①江戸時代初期は亀居城の西側を迂回するルート（黒川村↪戌神埜）だったが、②その後、城跡の内部を横断するルート（遠土経由）へ変わり、③さらに寛文年間（一六六一↪一六七二年）に城跡の東側のルート（片側町経由）へ変わったとされている。^③すなわち復元図に描かれている山陽道のルートは、築城時のものではなく寛文年間以降のものである可能性が高いのである。

二つ目は、街並みの位置である。図2では城の東側の山陽

道沿いに小方村の街並みが描かれている。現代の地図をもとに復元図を作成しているため、作成者としては意図的に描いたものではない。しかし報告書では当時の街並みの場所を明示していないため、現在の街並み≡築城時の街並みという誤解を与える結果となっている。⁽⁴⁾

こうした街並みの位置について、「小方村国郡誌」（文政二



第2図 亀居城周辺地形図（1：50,000 大竹）

図1 亀居城周辺地形図

出典：図1、2とも『芸州亀居城跡 第1・2次発掘調査報告』所収

（一八一九）年によると、⁽¹⁾ 亀居城築造時には城の東側に「家中町」（待屋敷のことを指すと思われる）があり、百姓たちは「卸場」という場所に居住していたが、⁽²⁾ 廃城後に百姓たちが「家中町」の跡地へ移り住んで現在の街並みになった、とされている。⁽⁵⁾ つまり亀居城の築造時には、武士の居住する地区と百姓の居住する地区の二つがあったが、復元図には、このうち武士の居住する地区しか描かれていないのである。

三つ目は、波止場の位置である。図2では城の東側の街並みの中にし字型の波止場が描かれている。ところが「小方村波戸場普請に関する覚書」によると、この波戸場が築造されたのは、承応二（一六五四）年一〇〜十一月のことと記されている。⁽⁶⁾ このため築城時には、この場所に波戸場はなく、別の場所に船着き場があったと考えられる。

以上の点を踏まえて、復元図の典拠となった「小方城絵図」

を確認すると、同絵図の包紙には「文久辛酉年 小畑宗七郎より借用に而写レ之」としか記していないことが分かる。すなわち文久元（一八六一）年に筆写されたことは確認できるが、そのもととなった絵図の作成年代は特定できないのである。このため「小方城絵図」の内容については、慎重な検証が必要と思われる。

言うまでもなく城郭の構造と軍事機能は、周辺の地形や交通路と密接な関係を有している。ところが上述の地誌類をみると、発掘調査報告書が前提とする地形は築城時のものではなく、種々の変化が生じた後（江戸時代中期以降）のものである可能性が高いと考えられる。

そこで本稿では、亀居城の所在する小方村の地形の変遷を明らかにすることにより、亀居城築造時の地形を復元するとともに、同城の軍事機能と小方村の位置づけを再考する。

第一章 小方村の位置と御園地区の成り立ち

先述のように「小方村国郡誌」では、亀居城築造時に百姓たちが「卸場」に居住していたとされている。まず、この「卸



第4図 亀居城全体図 (1 : 5,000)

1. 本丸 2. 二の丸 3. 三の丸 4. 右の丸 5. (五郭) 6. (六郭) 7. (七郭)
8. 詰の丸 9. 鐘の丸 10. 妙現丸 11. 第1号井戸 12. 第2号井戸 13. 北櫓
14. 大手門 15. 樹形 16. 堀 17. 石垣 18. 当時の推定海岸線

図2 亀居城全体図



図3 小方地区字名図
出典：大竹市提供

場」の位置を確認したい。図3は、亀居城周辺の字名と境界線を示したものである。この中で卸場地区は、亀居城跡（古城山）と大願寺山に挟まれた谷あいの緩やかな傾斜地にあたる⁹ことが分かる。

これを裏付けるように、江戸時代後期の古文書の中には、この「卸場」のことを「古小方」と記しているものがあり、この場所に江戸時代初期まで小方村の集落があったことがわ⁹かせる。

また「広島県遺跡地図」によると、卸場地区と隣接する御

園地区に中世期の貝塚が確認されている。

「広島県遺跡地図」より関係する部分を抜粋し表1として掲載するとともに、それぞれの貝塚の位置を図3に示した。表1を見ると、遺跡からは貝殻の他に土器や磁器、石器や土錘といった生活廃棄物が出土していることが分かる¹⁰。通常、こういった貝塚（ゴミ捨て場）は居住空間に近接し、なおかつ耕作等に利用できない場所に形成されるものである。両貝塚とも卸場地区の周縁部に位置しているため、卸場地区に集落があったと推定しても不自然ではないと考えられる。

さて、ここで注意しなければならないのが、卸場地区に隣接する御園地区の成立過程である。「御園」という地名は、先述の「小方村国郡誌」の字名一覧には記載されておらず、管見の限り地租改正時の測量図が初見である¹¹。しかもこの測量図を見ると、御園地区の大半が荒地に区分されていることが分かる。そこで『大竹市史』を見てゆくと、御園地区の中央を流れる新町川は、少なくとも明治二、五、一九年の三度にわたり氾濫していたことが分かる¹²。

江戸期の状況は詳しく分からないが、御園地区に隣接する

表1 大竹市埋蔵文化財包蔵地一覧表（抜粋）

No.	名称	時代	概要	備考
1	卸場川川床貝塚	中世	貝、土器、磁器、土錘	一部消滅
2	卸場川貝塚	中世	貝、土器、石器	現在、断面をコンクリート擁壁で固める

新町新開は、弘化二（一八四五）年の洪水で新町川の河口に大量の土砂が堆積したため、新たに造成されたことが知られている^④。この新町新開の面積は東京ドーム約三個分（一五町一反一畝一八坪）にもおよび、ただ一度の氾濫で干拓が可能になるほどの土砂が堆積したとは考えにくい。このため記録には残っていないが、これ以前も新町川はたびたび氾濫を繰り返していた可能性が高い。つまり江戸時代後期において、「御園」地区は新町川の氾濫原であり、耕作や居住に不適切な土地だったと推測される。このため「小方村国郡誌」の作成時（江戸時代後期）には、「御園」が字名として記載されなかったと考えられる。

このように見てゆくと、さらに遡って江戸時前期や中世において、「御園」地区はどのような状況だったのかという疑問が生じる。このことを示しているのが、元文四（一七三九）年に作成された「小方御城山図」である^⑤。同絵図を見てみると、御園地区の新町川と卸場川（絵図には「おろしは川」と表記）の合流地点に橋があり、この橋の近くまで海面が描かれていることが分かる。この橋の推定位置を図2に示したが、これを見ると、従来の推定海岸線よりかなり内陸に入り込んだ場所であることが分かる。つまり江戸時代中期の時点でも、海岸線の位置をもっと内陸部に見直す必要があるののである。さらに、こうした陸地も新町川の運んできた土砂によって形成されたと考えられるため、時代を遡るとさらに内陸部に海岸線があったと想定されるのである。

そこで注目されるのが、江戸時代前期（作成年代不明）に描かれた「芸州巖島御一戦之図」である^⑥。同絵図のうち小方村周辺を拡大して図4として掲載した。図4を見てゆくと、御園地区は海面となっており、亀居城のある城山と苦の坂東山に挟まれた入り江として描かれている。さらに入江の奥（卸場附近）に小方村があり、山陽道も亀居城のある城山の背後を迂回するルートとなっていることが分かる。

同絵図は天文二四（一五五五）年の巖島合戦の陣立てを描いたものであり、「図説広島市史」では「合戦の史実を正確

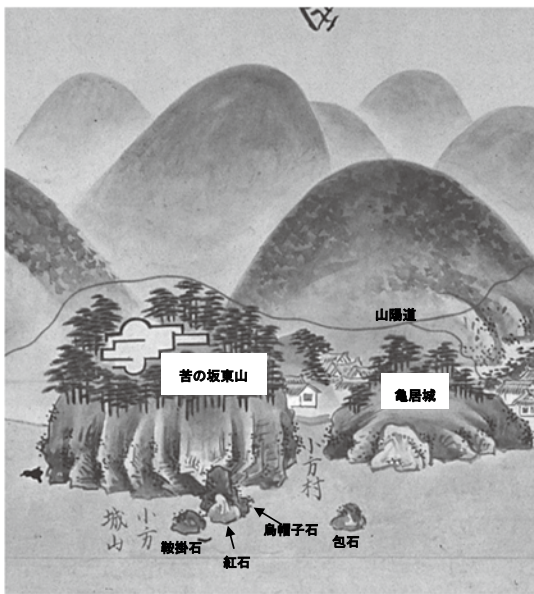


図4 江戸時代初期の小方村
出典：前掲「芸州巖島御一戦之図」

に描いたものではない」と評価されている¹⁶。しかし描かれている地形を見てみると、小方村や山陽道の位置が江戸時代後期の地誌類の伝える様子と合致していることが分かる。さらに絵図を詳しく見てゆくと、小方村の沖合に描かれている岩礁が、「小方村国郡誌」に記されている包石、へに石（紅石）・鞍掛石・糸ほし石（烏帽子石）の形状や位置と完全に一致していることが分かる。このため絵図のメインテーマである嚴島合戦に関する記載の真偽はともかく、地形については絵図が作成された江戸時代前期の状態を忠実に写していると考えられる。

以上の点から、中世において小方村の集落は卸場地区であり、その前面（現在の御園地区）は海面だったと考えられる。その後、新町川の度重なる氾濫によって入り江へ土砂が流入し、次第に陸地化していったと考えられる。また、山陽道についても亀居城東側の海沿いのルートは、御園地区が陸地でないとは通行できない。したがって前述のように同地区が海面であったとすると、江戸時代以前は亀居城の西側の谷間を経由するルートしか通れなかったと考えられるのである。

なお、次章の内容ともかかわるが、このように卸場地区の前面にあった入り江が陸地化したことが、小方村移転の主因だったと考えられる。すなわち小方は江戸時代以前より港町として栄えていた。このため御園地区が陸地化したことを受けて、港としての機能を維持するために海岸沿いの土地（現在地）へ集落が移転したと考えられるのである。

第二章 港町としての小方

前章では、亀居城築造時の小方村の位置および周辺地形を明らかにした。これを踏まえ、本章では、築城の前提として、小方がどのような性格の場所であったのか見てゆく。表2は、中世の史資料にみえる「小方」を一覧にしたものである。これを見てゆくと、小方は港町として機能していたことがうかがえる。表中のNo.8は小方と開田（海田）の間、No.10、11、12、22は小方と嚴島の間、航海路があったことを示している。周知のように小方の沖合の海域は瀬戸内海、地乗航路にあり、古代より海上交通の要路であった。小方は、こうした主要航路の一角を担っていたと考えられる。

ただ、小方の場合は、海路に加えて陸路についても考慮する必要がある。当時の山陽道は、三原から海田まで内陸部を通り、海田から小方まで海岸沿いを經由して小方から再び内陸部を通って徳山へ至るというルートだった。すなわち小方は陸路と海路が交わる地点に位置していたのである。上述のように小方と嚴島の間で行き来が多くみられるのは、小方が陸路と海路の乗り換えポイントだったことを示していると考えられる。

また、当時の船は潮の干満にともなう潮流を利用して航行していたため、汐待を行う港が必要だった。表中のNo.19では小方を「津」、No.21、22、25では「町」と表記しているが、これらの史料からは、汐待の港としてそれなりの規模の集落

表2 中世の史資料にみえる「小方」一覧

No.	年月日	西暦	内容	備考	出典
1	(寿永3年)	1184	「一大竹小方 内大臣家御下文一通 寿永三」と記載。寿永3年頃に小方が厳島社領だったと推定される。		「伊都岐島社社領証文目録」『新出厳島古文書』113号(泉史Ⅲ355頁)
2	建永2年 3月2日	1207	色定法師が安芸国小方にて「開元釈教録略出」を写経。		「色定法師一筆一切経。河窪奈津子「色定法師一筆一切経調査報告」『宗像大社神宝館館報』No.1(宗像大社文化財管理事務局、平成16年)参照。
3	嘉禎4年 卯月17日	1238	廻廊造立分担のなかに「大竹小方分一間」とあり。		「伊都岐島社廻廊員数注進状案」『新出厳島古文書』97号(泉史Ⅲ315頁)
4	嘉禎5年 正月	1239	廻廊造立分担のなかに「一間 大竹小方不喜比皮之」とあり。		「伊都岐島社廻廊注進状案」『新出厳島古文書』99号(泉史Ⅲ320頁)
5	康応元年 3月11日	1389	「それよりをかどかや云ふは、おほたき川とて、安芸と周防のさかひの川の末の、海づら過ぎて」とあり。		「鹿苑院殿厳島詣記」川俣馨一編『新校群書類従』15巻(昭和4年、内外書籍株式会社)所収
6	(永正12年) 3月8日	1515	「三月八日、五日日市、廿日日市、小方、東方小船七八十艘にて押懸り嶋中ヲ切返取、西方成し者共合戦ニ負山中へカ、リ、同九日早朝至大野渡ル」とあり。		「房顕覚書」(泉史Ⅲ1110頁)
7	(永正14年) 正月14日	1518	「正月十四日、五日日市小方東方、小船七八十艘斗にて押寄ス(中略)十五日未明東方ハイクンス」とあり。		「房顕覚書」(泉史Ⅲ1111頁)
8	(天文9年) 正月11日	1540	小方より開田への渡海船を川内衆が襲撃。白井房胤が鎮圧。		「大内氏奉行入連署書状」『白井家文書』2号(泉史Ⅴ15頁)
9	(天文9年)	1540	棚守房顕が大内義隆に往古の厳島社領を説明。小方も社領の一部として紹介。		「房顕覚書」(泉史Ⅲ1125頁)
10	天文10年 9月20日	1541	船にて厳島から小方に到着。		「兼彦和高入明記初渡集」私書刊行会編『大日本仏教全書』116冊(大日本仏教全書発行所、大正11年)所収
11	天文12年 5月7日	1543	山口に downward する土佐一條殿の御息所を宮島より小方に送る。		「房顕覚書」(泉史Ⅲ1129頁)
12	天正13年 10月	1544	山口に downward する二条尹房を小方に送る。	年月日は「広島県史」中世編878頁による	「房顕覚書」(泉史Ⅲ1130頁)
13	天文23年 4月	1554	「神領衆江良丹後守無ケレハ、寄親ヲ失手持悪ケレ共、小方大竹二在けるか、卯月八日二小船七八十艘ニテオシカ、ル」とあり。		「房顕覚書」(泉史Ⅲ1134頁)
14	天文23年 9月25日	1554	小方・折敷畑・七尾における陶方との合戦での感状。		「波多野源兵衛尉宛毛利元就・隆元感状」『関閩録』巻92
15	(弘治元年)	1555	毛利方が小方、岩国の城を攻略。		「房顕覚書」(泉史Ⅲ1137頁)
16	(弘治元年) 10月4日	1555	10月5日に小方御陣より岩国等へ進発するよう命令。		「波多野源兵衛尉宛毛利元就書状」『関閩録』巻92
17	弘治2年 10月28日	1556	毛利氏奉行入連→熊谷信直、阿土・熊野とともに「小方村之内百貫文」を給与。		「知行宛行状」『関閩録』巻27ノ1
18	弘治2年 11月5日	1556	佐伯屋藤兵衛田蔵の古文書として、毛利隆元書判状を掲載。内容は、大工藤兵衛尉に小方三貫文を給与。	他にも大工藤兵衛についての書状数点を掲載。	「小方村国郡誌」(『大竹市史』史料編第2巻54～56頁)
19	(永祿2年) 3月27日	1559	小方玖波に運び込まれた造管用の木材の入港税を免除。「小方津」と表記。		「某書状」『大願寺文書』289号(泉史Ⅲ1395頁)
20	永祿3年 10月8日	1560	毛利隆元→河野与三左衛門尉(元通)、「小方之内小瀬五貫文」を給与。		「知行宛行状」『関閩録』巻116
21	永祿12年 極月18日	1569	山里四郷、大野司とともに「小方町」を徳田(毛利)元清へ給与。	徳田元清は桜尾城城代。	「毛利元就同輝元連署宛行状」『長府毛利文書 元就公輝元脚ヨリ元清江之証文(卷子)』1号(泉史Ⅴ177頁)
22	天正3年 3月23日	1575	小方より宮島に渡海。	「中書家久公御上京日記」ともいう。原本は鹿児島大学附属図書館所蔵。	「家久君上京日記」(新日本古典籍総合データベース所収)
23	天正17年 11月5日	1589	山代地方の年貢米の経費算用。「おかたよりせんちん米三十俵」積み出しの記載あり。		「厳島社領周防国玖珂郡山代検見帳」『野坂文書』52号(泉史Ⅲ565頁)
24	天正18年 5月3日	1590	「小方郷」の記載あり		「安芸国佐西郡小方郷内打渡坪付」『所文書』11号(泉史Ⅴ)1460～1461頁
25	天正19年 12月26日	1591	徳田(毛利)元清→桂柱四郎兵衛(元依)、瀬田・小瀬・明石とともに「一 五百六石六斗八升八合 小方 外二町」を給与。		「知行宛行状」『関閩録』巻95
26	天正19年	1591	厳島神社の御鑑箱繪領が小方に一石式斗一升分あり。	「桂四郎兵衛調」とあることから桂元依が所領とするのに際して、従前からの厳島社領を調査・確認したと思われる。	「厳島社領高辻覚并検見帳」『野坂文書』53号(泉史Ⅲ573頁)
27	不明	不明	小方村大瀬に所喜右衛門の所領あり。		「厳島社供僧社家領高辻覚」『厳島野坂家文書』1906号(泉史Ⅱ1430頁)

注：泉史Ⅱは「広島県史」古代中世史料編Ⅱ、泉史Ⅲは同前古代中世史料編Ⅲ、泉史Ⅴは同前古代中世史料編Ⅴの略。年月日について「広島県史」の推定に依ったものは括弧書きとした。

が小方に形成されていたことが分かる。

また、No.23やNo.19の資料を見てゆくと、小方は汐待の港としてだけでなく、物流の拠点としても機能していたことがうかがえる。たとえば、No.23の史料には「お（小方）かたよりせん（戦時）ちん（陣）米三十俵つミ候」という記載がみられる。このことから小方には蔵があり、そこから米が船に積み込まれたことが分かる。なお、この史料は、周防国玖珂郡山代地方にあった厳島社領の年貢米に要した諸経費を計算したものである。

このため「せんちん米」は、たまたま小方にあった米が使われたのではなく、山代地方から厳島神社へ運ばれる年貢米が小方に集積され、その一部が経費として支出された可能性がある。

次にNo.19の史料を見てゆくと「久波（玖波）小方津御造宮材河口之儀蒙レ仰候」という記載があり、玖波や小方に運び込まれた材木に対して入港税（「河口」と表記）がかけられていたことが分かる。なお、この史料は差出人が特定できていないが、この特定できていない差出人が大願寺に対して、入港税の免除を約束するという内容の書状である。周知のように大願寺は厳島神社関係の造営を担当した寺院であり、職人集団（鍛冶、番匠、檜皮師）を支配下に置いていた⁽¹⁷⁾。このため入港税が免除された木材は、厳島神社の関連工事で使用された可能性が高い。あわせて、同史料からは、こうした木材が厳島に直接運び込まれたのではなく、一度、玖波や小方に集積されていたことが分かる。

この点については、小方に建築工の職人集団が居住していたことも関係があると考えられる。先述の「小方村国郡誌」には、小方村の旧家である佐伯屋藤兵衛が所持していた古文書六通の写しを掲載している。この古文書の中には、「大工藤兵衛」、「小方番匠藤兵衛尉」、「小方大工藤兵衛」、「小方番匠」といった表現が見られ、弘治、永祿年間に小方に番匠（大工）⁽¹⁸⁾の藤兵衛（あるいは藤兵衛尉）という人物がいたことが分かる。

また、小方地区にある厳神社の棟札の写しを見ると、元亀二（一五七二）年一月九日、天正二〇（一五九三）年、元和九（一六二三）年一月七日、正保三（一六四六）年二月七日のものに「大工佐伯藤兵衛」の名前が記されていることが確認できる⁽¹⁹⁾。元亀年間から正保年間まで約七〇年の時間差があることを考えると、この大工藤兵衛は同一の人物ではなく、複数の人物が代々継承する名前だったと考えられる。

すなわち室町時代末期から江戸時代初期にかけて小方には、代々「大工藤兵衛」を名乗る大工の棟梁（番匠）が居住していたのである。当然ながら、棟梁一人だけが住んでいたのではなく、その配下にあった職人（建築工）たちも一緒に住んでいたと考えられる。こうしたことも小方に人口が集積した一因になったと思われる。

なお、小方地区には大願寺山という名前の山があり、『芸藩通志』では「大願寺は、厳島大願寺の旧地なりと云、確ならず⁽²⁰⁾」と伝えている。寺院の有無はともかくとして、厳島神

社の造営を担った大願寺という地名が残っていることは、大工藤兵衛を中心とした建築工の集団と厳島神社との間に何らかの関係があったことを示唆していると考えられる。

おわりに

最後に本稿のまとめと亀居城の地理的な位置づけについて考察を行う。本稿では、亀居城周辺の地形変遷を分析したが、その結果、亀居城が築造された江戸時代初期には、①亀居城の南西部(卸場地区)に小方村が所在していたこと、②城の南側(御園地区)は海面だったこと、③山陽道と瀬戸内海航路の結節点として小方が港町として機能していたことを明らかにした。

このように本稿で得られた知見をもとに、発掘調査報告書の復元図を修正したものが図5である。同図を見ると、郭が山陽道を見下ろすように並行して配置されとともに、城の南面と東面が海に面して天然の堀を形成していたことが分かる。

亀居城は対毛利氏を念頭に築かれたと考えられているが、仮に山口方面から攻め込んだ場合、山陽道側からしか城を攻撃できない地形となっている。しかも山陽道の通っている搦手側は急峻な山に挟まれた谷となっており、大軍を展開するのが困難である。このため敵軍との間に兵力差があっても守りやすい城だったと考えられる。

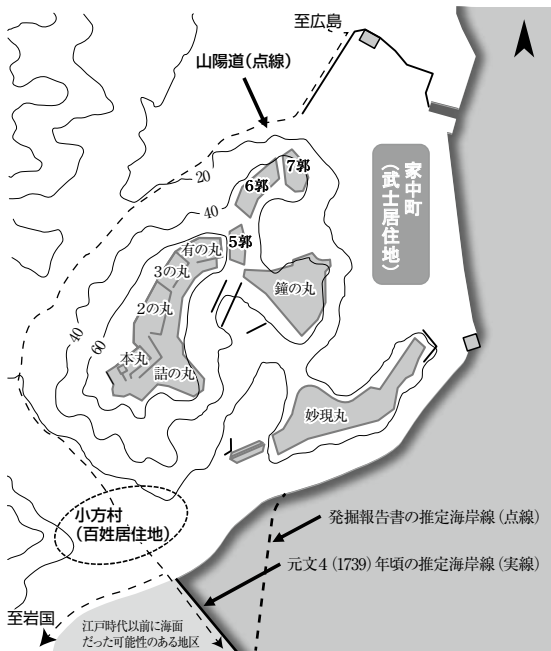


図5 築城時の亀居城周辺地形復元図

出典:山陽道のルートは、「芸州小方玖波近傍測量地理図」(山口県立文書館蔵『毛利家文庫』58絵図236)に依った。同図は、幕長戦争の際に長州軍が作成した測量図である。管見の限り、小方地区を正確に測量した地図のなかで最も古いものである。

次に郭の配置を見てゆくと、本丸を中心とした郭群から離れた場所に妙見丸（妙現丸）が築かれていることが分かる。この妙見丸は周囲を切り立った崖に囲まれており、本丸を中心とした北側の郭群とは一筋の尾根でつながっているだけである。このため、搦手側からの攻撃を想定するならば、この妙見丸は本丸が落ちた後の抵抗拠点として準備されていた可能性が高いと考えられる。

また、亀居城の築かれた小方は、山陽道と瀬戸内海の地乗航路の結節点にあたり、古くから港町として栄えていた。さらには厳島神社と関係のある建築工の居住や蔵の存在が確認でき、物流や生産の拠点としても機能していたことが分かる。ただ、江戸時代以前の小方村の集落は、本丸の真下の山陽道沿いに形成されていたと考えられる。上記のような城郭構造を考えると、亀居城は卸場地区にあった小方村を防衛するような配置ではなく、卸場地区に向かって攻撃を行うように作られていた。こうした点から、この城は港や町を守るためのものではなく、あくまでも山口方面から侵攻してくる敵軍を迎え撃つことが主目的だったと考えられるのである。

〔謝辞〕 本稿の作成にあたり、大竹市教育委員会生涯学習課、佐伯一郎氏、三輪政昭氏、和田世弘氏、渡辺誠氏（五十音順）には、史料の調査・収集で大変お世話になりました。この場をかりてお礼申し上げます。

〔註〕(1) 『芸州亀居城跡 第一・二次発掘調査報告』(大竹市教育委員会編集・発行、昭和五年三月)。

(2) 主なものとしては、『日本城郭大系』第一三卷(創史社、昭和五年一月)、『広島県中世城館遺跡総合調査報告書』第一集(広島県教育委員会編集・発行、平成五年)、『歴史群像特別編集 戦国の堅城Ⅱ』(学習研究社、平成一八年)などがある。

(3) 『郷邑記』『大竹市史』史料編第一巻所収。広島藩の地理書である『芸藩通志』の編さんの過程で作成された地誌である。

(4) 前掲『歴史群像特別編集 戦国の堅城Ⅱ』参照。

(5) 『大竹市史』史料編第二巻(大竹市役所編集・発行、昭和五年)三六頁。

(6) 『大竹市史』史料編第一巻(大竹市役所編集・発行、昭和七年)四〇七〜四〇八頁。

(7) 政治史・茶道史研究協議会編『上田家文書調査報告書 上田家茶書集成』(広島市教育委員会、平成一七年)三七五頁。

(8) 「小方地区字名図」大竹市提供。同図と地租改正時の測量図を照らし合わせてみると、内容がほぼ一致しており、明治初期の区割りを正確に反映していることが分かる。

(9) 「小方村〔村内の里程〕」広島県立文書館蔵「和田家文書」コ―一―一六六。

(10) 「広島県遺跡地図」(<https://www.prehrioshina.jp/site/bunkazai/bunkazai-map-maph.html>)

(11) 「佐伯郡小方村字御園」(明治初年)大竹市提供。

(12) 『大竹市史』本編第二巻(大竹市役所編集・発行、昭和五年)一四五〜一五一頁参照。

(13) 『大竹市史』史料編第三巻(大竹市役所編集・発行、昭和三年)一五二〜一五七頁。

(14) 「御城山絵図」前掲『和田家文書』絵図一四五―一。

(15) 「芸州厳島御一戦之図」山口県文書館所蔵『毛利家文庫』五八絵図八七八。

(16) 『図説広島市史』（広島市編集・発行、平成元年）五四頁。

(17) 『広島県史 中世』通史Ⅱ（広島県、昭和五九年）八四七―八五八頁。

(18) 現在、佐伯屋藤兵衛のご子孫のお宅には、これらの中世文書の原本はなく、江戸時代後期と昭和六年一月に作成された二種類の写しが残されている。写しの残されている中世文書は「小方村国郡誌」所収のものよりも点数が少ない。ただ、内容はほぼ同じであるため、同一の原本から写されたと考えられる。なお、この佐伯家の当主は、現在でも厳島神社の管絃祭の御洲掘にあたり小方地区の参加者を引率してゆくことが慣例となっている。いつ頃からこうした慣例があるのかは不明であるが、後述のように大工藤兵衛と厳島神社の関係を考えると興味深い。

(19) 「小方村国郡誌」前掲『大竹市史』史料編第二巻四六―四七頁。「小方村国郡誌」には、厳神社所蔵の棟札として、応安二年、明応五年、天文二三年、元亀二年、天正二〇年、元和九年、正保三年、天和三年の八点の写しを掲載している。このうち現存するのは、正保三年と天和三年の二点のみである。

なお、厳神社が現在所蔵している棟札を調べたところ、寛延四年と安永三年のもの裏に、嘉永四（一八五二）年に古い棟札を確認した際の覚書があった。それによると、嘉永四年の時点で、①応安二年と明応五年のものは虫損のため文字の判読が不可能、②天正二〇年のものは行方不明、③天文二三年、元亀二年、元和九年のものは現存していたことが判

明した。このうち天文二三年、元亀二年、元和九年のものは覚書として内容が書き写されており、「小方村国郡誌」所載の内容とほぼ一致していた。

(20) 『芸藩通志』巻五三、廢寺圓通寺、大願寺、得徳寺の条。

（広島大学七十五年史編纂室）